

習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の申請の概要

習志野市では介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の修了者で習志野市内の介護保険サービス事業所に介護職員として従事している場合、資格取得に係った研修費用の一部を助成します。

【補助の対象者】

以下全ての要件を満たす方

- ① 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を補助金申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に研修を修了している方
(令和8年度対象者は令和7年4月1日以降に研修を修了している方)
- ② 研修修了後、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上就業し、現在も就業している方
※ 一部の介護保険サービスは対象外
- ③ 就業先の介護保険サービス事業所の運営法人に直接雇用されている方
※ 派遣は対象外
- ④ 他の公的制度による助成を受けていない方

【助成額】

研修費用の半額※千円未満切り捨て

(初任者研修 50,000 円、実務者研修 100,000 円を上限とします。)

※初任者研修・実務者研修に係る研修受講料及びテキスト代が対象です。

※介護員養成研修事業者又は就業している介護保険サービス事業所からの当該研修に対する助成費用を除いたもの(自己負担分)が補助金対象額となります。

【提出書類】

- ① 習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 研修課程の修了を証する書類(写し)
- ③ 研修費用の領収証(写し)
- ④ 就業証明書(第2号様式または就業先の法人より発行されたもの)
- ⑥ 習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付請求書(第3号様式)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

【申請期限】

当年度2月末日(令和8年度は令和9年2月26日まで)

【提出方法】

窓口または郵送により提出してください。

補助金交付手続きの流れ

介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了

(補助金申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に研修を修了)



習志野市内の介護保険サービス事業所で、研修修了日以降3か月以上継続して介護職員として勤務



次の書類を郵便または窓口へ提出

- ① 申請書 (第1号様式)
- ② 研修の修了を証する書類 (写し)
- ③ 研修費用の領収書 (写し)
- ④ 就業証明書 (第2号様式または就業先の法人より発行されたもの)
- ⑤ 請求書 (第3号様式)
- ⑥ その他

提出期限：当年度2月末日 (令和8年度は令和9年2月26日まで)



書類審査後、交付決定通知書を申請者本人宛に送付



申請者本人の口座へ補助金の支払い

対象になる介護保険サービスの種類

下記のいずれかのサービスを行う市内事業所で研修修了日以降3か月以上就業した場合を対象とします。

介護給付	予防給付
訪問介護	—
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	—
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
夜間対応型訪問介護	—
地域密着型通所介護	—
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
看護小規模多機能型居宅介護	—
介護老人福祉施設	—
介護老人保健施設	—
介護医療院	—

習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 Q&A 集

- 1 習志野市民ではないが対象になるか。
→ 対象になります。市外在住の方でも、習志野市内の介護保険サービス事業所に勤めていれば対象です。
- 2 非常勤で就業しているが対象になるか。
→ 常勤・非常勤問わず、介護職員として就業先の介護保険サービス事業所の運営法人に直接雇用されていれば助成の対象です。
- 3 事業所の代表者等による代理申請は可能か。
→ 代理申請は受け付けていません。本人申請です。
- 4 他の公的な助成制度（ハローワークの教育訓練給付や自治体による補助制度）や奨学金制度を受けている場合は申請の対象か。
→ 助成の対象となりません。教育訓練給付（国の制度）等、公的制度により既に助成を受けている場合には、本市助成制度の対象外となります。（他の市町村や千葉県などの自治体が行う制度により助成を受けている場合についても、同様です。）
- 5 研修費用について、「研修事業者」または「就業先である介護保険サービス事業所の運営法人」から助成を受けた場合、対象になるか。
→ 「研修事業者」または「就業先である介護保険サービス事業所の運営法人」から、研修費用について助成（キャッシュバック・還付・補助・手当など）を受けた（または受ける予定の）場合、研修費用から当該助成等の額を引いた後の経費（自己負担分）について、助成の対象とします。申請時にその旨を申告し、助成を受けた（または受ける予定の）額が確認できる書類を添付してください。ただし、法人から全額補助が出ている場合は補助対象外。
- 6 何年も前から長く市内の介護保険サービス事業所に勤めている。このたび初任者研修を修了したが、すぐに申請ができるか。
→ すぐに申請はできません。研修修了日から数えて3か月以上同一の市内介護保険サービス事業所に継続して就業し、現在も勤めていれば、申請できます。
- 7 研修を修了し、市内事業所に3か月以上就業したが、現在は退職している。この場合、助成の対象になるか。
→ 3か月以上継続して就業した事業所で、申請日においても就業していることを要件としていますので、対象になりません。ただし、市内事業所にあらかじめ就業し、3か月以上勤めた時点で交付要件を満たしている場合には、対象になります。

- 8 領収書を紛失等により手元にない場合、どうすればよいか。
→ 必ず必要となりますので、介護員養成研修事業者等に領収書の再発行を依頼してください。
- 9 研修費用をクレジットカード払いにしたため領収書がないが、どうしたらよいか。
→ 領収書を添付しての申請を前提としていますが、クレジットカード払いの場合、信販会社から発行されたクレジットカードの利用明細の写し等を提出いただくか、介護員養成研修事業者等から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。発行については介護員養成研修事業者等へお問い合わせください。
- 10 コンビニエンスストアで支払った場合の対応について。
→ コンビニエンスストアを使って納付書で支払った場合は、払込受領証に研修種別の記載がないため、請求書等に研修種別（初任者研修または実務者研修）の記載がある書類を添付してください。
- 11 研修受講の入学金や交通費は助成の対象となるか。
→ 受講料及び教材費のみが助成の対象です。入学金や交通費など、その他の費用は対象となりません。
- 12 受講費用について、他の制度等からの貸付を受けた場合の対応について。
→ 貸付を受けた場合も助成を受けたものとみなし、取り扱います。
- 13 その他
→ 詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。